平成２３年（フ）第９２号
新潟県阿賀野市折居323番地
債務者　田村　征子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第２６号
香川県三豊市豊中町本山乙607番地３リバーサイド本山Ｂ202号室
債務者　吉田　友美（旧姓粂橋）
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第３５６号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目37番13号
債務者　上野　和宏
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３６３号
鹿児島県鹿児島市吉野町8649番地18
債務者　山口　博美
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４４号
鹿児島県指宿市東方7592番地
債務者　玉利　尚美
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第５４１号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目８番地の１　プラザビルＡ棟93
債務者　針生　裕行
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５５６号
仙台市宮城野区岩切字水分52番地の４　シティハイツ千葉203
債務者　渡邉　恭之
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５７９号
宮城県多賀城市南宮字八幡148―１ハピネス大友103号室、住民票上の住所仙台市宮城野区岩切字東河原66番地の９　グリーンキャピタル岩切205
債務者　橋本奈穂子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６０７号
仙台市泉区南光台４丁目４番７号　アップルハウス旭ケ丘５―106
債務者　梅木　洋一
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６４０号
仙台市泉区八乙女中央５丁目22番８号
債務者　堀内　紘一
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６５３号
仙台市太白区西多賀５丁目16番５号　アマルティア新田102
債務者　野口　正之
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６７３号
宮城県多賀城市東田中１丁目６番１―43号
債務者　石井　慶一
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６８９号
宮城県岩沼市相の原１丁目６番12―202号
債務者　山形　順子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７２４号
仙台市太白区大野田２丁目８番26―201号
債務者　國上みゆき
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２１９号
茨城県坂東市平八新田22番地２
債務者　浅野　留美
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２４５号
茨城県常総市豊田2309番地81
債務者　稲葉　紀代
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第９５号
千葉県木更津市請西東７丁目８番地10
債務者　和久井桂子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１０７号
千葉県君津市北子安２丁目23番37号　101
債務者　岩倉　洋子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部